

金融庁御中

社団法人 日本証券アナリスト協会

## 「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等 の一部を改正する内閣府令(案)」について

2010年12月22日に公表された標記内閣府令(案)(以下『府令案』)について、当協会内の企業会計研究会にて検討した結果、下記のとおり意見を申し上げます。なお、同日に公表された企業会計基準公開草案第45号(企業会計基準第12号の改正案)「四半期財務諸表に関する会計基準(案)」と、企業会計基準適用指針公開草案第42号(企業会計基準適用指針第14号の改正案)「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針(案)」についても、企業会計基準委員会(以下ASBJ)へ提出する意見書を参考に添付します。

### 記

#### 1. 第1四半期と第3四半期のキャッシュ・フロー計算書の省略

『府令案』は、「四半期財務諸表に関する会計基準(案)」と「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針(案)」(以下『ASBJ案』)を踏まえて、第2四半期のキャッシュ・フロー計算書のみを作成を義務付け、期首からの累計期間に係る減価償却費及びのれんの償却額の注記を前提に、第1四半期と第3四半期のキャッシュ・フロー計算書を作成を任意とするための規定(四半期連結財務諸表規則第5条の2、第27条の2、四半期財務諸表等規則第4条の2、第22条の3)を新設している。

我々は2010年10月29日に公表した意見書『四半期開示の簡素化について』(以下『意見書』)の中で、「証券アナリストの日常業務において利用度の高い四半期財務諸表の本表やセグメント情報の簡素化は行うべきでない。」と主張した。これに対し、「四半期報告の大幅な簡素化」の目玉として、ASBJが本表であるキャッシュ・フロー計算書の省略を認めたことは非常に残念である。

ただし、四半期キャッシュ・フロー計算書を省略する前提として、期首からの累計期間に係る減価償却費及びのれんの償却額の注記を義務付けた点は評価したい。これは、『意見書』における「万一、第1四半期と第3四半期のキャッシュ・フロー計算書が任意開示となる様な場合には、他の財務諸表本表や関連する注記において現状の開示が継続されることはもちろん、利用者が自らキャッシュ・フロー計算書を作成する際に必要な設備投資、減価償却費などの情報の注記を入れる会計基準の改訂は不可欠」という我々の主張に応えたものと考えられるからである。

我々は、我が国の株式売買において取引のおよそ半分を占める外国人投資家が、簡素化を開示の後退と受け止め、株式市場に悪影響を与えることを強く懸念している。多数の企業が自主的に第1四半期と第3四半期のキャッシュ・フロー計算書の開示を続け、この懸念が払拭されることを期待している。

## 2. 累計期間表示の義務付け

『府令案』は『ASBJ案』を踏まえて、毎四半期の累計期間に係る損益計算書と包括利益計算書の作成のみを義務付け、当該期間(3カ月)の作成を任意とするための規定(四半期連結財務諸表規則第64条第2項、同第3項、第83条の2第2項、同第3項、四半期財務諸表等規則第56条第2項、同第3項)を新設している。

我々は『意見書』で、「四半期報告書の表示を2つから1つへ簡素化することに異存はない。」「仮に累計情報のみの開示にすると、外国人投資家に日本が四半期報告制度を事実上は廃止したと受けとめられるリスクもあろう。」と述べ、「決算短信も含めて当該期間(3カ月)表示への統一」を提案した。今回の簡素化で、我々の提案が受け入れられなかったのは非常に残念である。

ただし、『企業内容等の開示に関する内閣府令』の改正案で、四半期報告書(第四号の様式)の(記載上の注意)(5)主要な経営指標等の推移にdを新設し、「提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合(略)には、当四半期会計期間及び前年同四半期会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額(略)を記載すること」と明記された点は評価したい。さらに、有価証券届出書(第二号様式)の(記載上の注意)(66)その他にeを新設し、最近連結会計年度における各四半期の1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額の記載を求めることで、第4四半期(3カ月)の1株当たり利益額が明示される点も評価したい。

これは、『意見書』の「万一、累計期間表示に一本化された場合は、3カ月情報の任意開示を可能にすると共に、売上高、営業利益、当期純利益、1株当たり利益については3カ月数値の開示を必須にすべき」という我々の主張に応えたものと考えられるからである。

また、作成は任意とされても、景気敏感的な多数の企業が当該期間(3カ月)表示での開示を続け、外国人投資家に四半期報告制度を廃止したと誤解されるリスクが減ることを期待している。

## 3. 削除が提案されている注記事項

『府令案』は『ASBJ案』を踏まえて、四半期における開示を求めないこととするため、以下の注記に関する規定を削除している。

- ①簡便な会計処理に関する注記(四半期連結財務諸表規則第11条、四半期財務諸表等規則第6条)
- ②持分法損益等の注記(四半期財務諸表等規則第12条)

- ③ストック・オプションに関する注記（四半期連結財務諸表規則第 18 条、第 19 条、四半期財務諸表等規則第 13 条、第 14 条）
- ④逆取得となる企業結合が行われた場合の注記（四半期連結財務諸表規則第 21 条）
- ⑤資産除去債務に関する注記（四半期連結財務諸表規則第 27 条の 2、四半期財務諸表等規則第 22 条の 2）
- ⑥賃貸不動産に関する注記（四半期連結財務諸表規則第 27 条の 3、四半期財務諸表等規則第 22 条の 3）
- ⑦担保資産の注記（四半期連結財務諸表規則第 46 条、四半期財務諸表等規則第 41 条）
- ⑧手形割引高及び裏書譲渡高の注記（四半期連結財務諸表規則第 52 条、四半期財務諸表等規則第 47 条）
- ⑨1株当たり純資産額の注記（四半期連結財務諸表規則第 59 条、四半期財務諸表等規則第 52 条）
- ⑩発行済株式に関する注記（四半期連結財務諸表規則第 88 条、四半期財務諸表等規則第 78 条）
- ⑪自己株式に関する注記（四半期連結財務諸表規則第 89 条、四半期財務諸表等規則第 79 条）
- ⑫新株予約権等に関する注記（四半期連結財務諸表規則第 90 条、四半期財務諸表等規則第 80 条）

我々が『意見書』の作成に先立って実施したアンケート調査でも、個別項目ごとに注記の要否を問う質問に対して、不要との回答が③ストック・オプションに関する注記では 68%、⑧手形割引高及び裏書譲渡高の注記では 67%、⑦担保資産の注記では 64%、⑥賃貸等不動産に関する注記では 58%、⑤資産除去債務に関する注記では 46%を占めていた。これらはクレジット分析以外では相対的に利用度の低い項目と考えられ、これらの開示がなくなっても大多数の財務諸表利用者にとって企業分析への影響は小さいであろう。

一方、必要との回答が 69%を占めた①簡便な会計処理に関する注記は、「財務諸表利用者の判断を誤らせないものに限り認められていること」という『ASBJ 案』の削除理由には同意できる。同様に、必要との回答が 80%を占めた⑩発行済株式に関する注記を始め、⑪自己株式に関する注記、⑫新株予約権等に関する注記は「四半期報告書の四半期財務諸表以外の開示項目において入手可能」であり、これらの開示がなくなっても企業分析への影響は小さいであろう。

ただし、第 1 四半期と第 3 四半期に販売費及び一般管理費を一括して掲記できる旨の規定（四半期連結財務諸表規則第 69 条の 3、四半期財務諸表等規則第 61 条の 3）が新設されたことは、非常に残念である。我々は損益計算書の内容をより深く理解するのに販売費及び一般管理費の内訳は不可欠な情報と考えており、上記アンケートでも必要との回答が 77%を占めていた。この点を良く認識して、作成者は本決算、中間決算と同じ詳しきで販売費及び一般管理費の内訳の開示を続けていただきたい。

なお、上記のアンケート調査は、当協会の会員の中でも財務諸表の利用頻度が高い企業会計研究会の実務家委員 10 名、ディスクロージャー研究会の委員 9 名、ディスクロージャ

一研究会業種別専門部会の委員 121 名の計 135 名（重複者を除く）を対象として、2010 年 9 月下旬に実施した。82 名の回答があり、回収率は 61%、回答者の 59%はセルサイド、33%はバイサイドに属する現役の株式アナリストである。

また、『府令案』では、（金融商品等に関する注記の特例）を新設（四半期連結財務諸表規則第 17 条の 2、四半期財務諸表等規則第 10 条の 2）し、銀行、保険会社、証券会社及びノンバンク等では毎四半期、財務諸表の利用者にとって非常に重要な有価証券、デリバティブ取引、金融商品の時価情報に関する注記の開示を義務付ける一方、それ以外の企業群には第 1 四半期、第 3 四半期の記載の省略を認めている。この様に業種や企業によって異なる財務諸表利用者のニーズへも配慮しながら、今回の簡素化にきめ細かく取り組んだ金融庁の姿勢と努力には敬意を表したい。

#### 4. 四半期報告書の簡素化に伴う改正

『府令案』は四半期報告書（第四号の三様式）について、【関係会社の状況】と【株価の推移】の記載を要しないとしている。我々のアンケート調査でも、不要との回答が【株価の推移】は 93%、【関係会社の状況】は 59%を占めており、これらの開示がなくなっても企業分析への影響は小さいであろう。

さらに、『府令案』は、当四半期累計期間に重要な変更のあった場合に【事業の内容】等を記載し、【従業員の状況】、【生産、受注及び販売の状況】、【設備の状況】も当四半期累計期間に著しい変更のあった場合に、【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】において記載するとしている。【新株予約権等の状況】等についても、当四半期会計期間中に新株予約権が発行された場合に記載するとしている。これらの記載内容の変更は、『意見書』で要望した「作成者の作業負担を軽減すると同時に、大きな変化は知りたいという利用者のニーズを満たすために、例えば「重要性」の規定の見直しなど、作成者と利用者双方のニーズを満たす会計基準の改訂」に沿ったものとして評価している。

我々のアンケート調査で 76%の回答者が必要とした【生産、受注及び販売の状況】については、今後、当四半期累計期間に著しい変更のあった場合に、【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】で記載されることになる。我々は、【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】の記載内容は経営者から株主へのメッセージであり、作成者と利用者の双方にとって極めて重要なものと考えている。作成者には、会社で起きた大きな変化は迅速かつ正確に知りたいという利用者のニーズを良く認識し、記載内容のより一層の充実に努めていただきたい。

以上